

平成29年度
ユニジャパン国際共同製作認定
(ユニジャパン認定)
応募要項

平成28年9月14日

1. 背景・概要

公益財団法人ユニジャパンは、我が国映画製作者の国際展開を支援推進するため、日本における国際共同製作の認定を行っています。

諸外国においては、海外市場の獲得や複数国間での資金調達・映画製作を円滑化する手法として国際共同製作を支援する総合的な支援制度があります。これらの制度では、本来自国産作品にのみアクセスが認められる政府等の優遇措置について、ある一定の要件（一般的には二国間政府協定等により規定）を充足する国際共同製作を認定し、認定を受けた作品についてはその申請を認めることとしています。

本認定制度は、こうした諸外国の制度を参考とし、日本の製作者団体が参加する映画の国際共同製作が、①日本の製作者の海外市場獲得に寄与し、②文化交流・人材交流を通じた産業のグローバル化や文化の質的向上に寄与する国際共同製作かどうかを審査し、認定することとしています（→詳細の基準は、「5. 認定基準」参照）。

今後、国際共同製作向け優遇措置が創設された際、この認定制度が活用されることを目指したのですが、現段階では、平成29年度の文化庁の「国際共同製作映画への支援」（以下、文化庁支援という）において、ユニジャパンによる国際共同製作認定を受けていることが要件となることが決定しています。従って、文化庁支援の申請を希望する製作者の方は、まずユニジャパン認定制度に申請を行い、同認定を受ける必要があります。

※文化庁支援について：

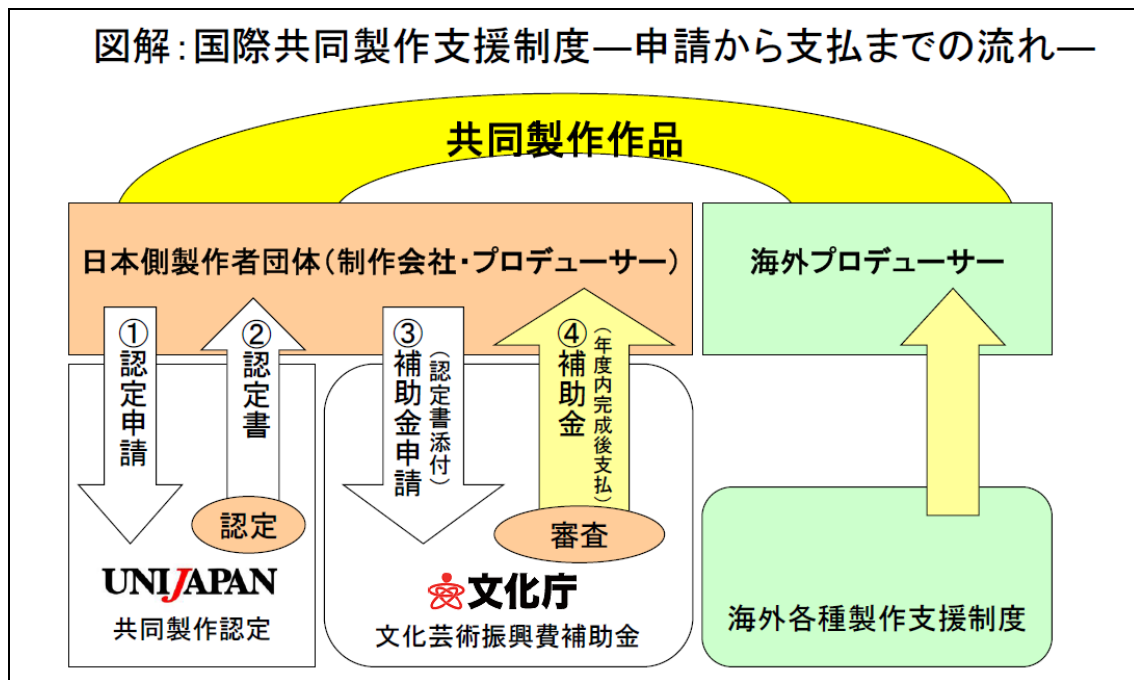
従来、日本映画の製作に対する支援制度としては、文化芸術振興費補助金による「映画製作への支援」がありますが、平成23年度より、「国際共同製作映画への支援」が新設されました。平成29年度向けには、平成28年9月14日から告知が開始され、平成29年1月4日～17日が、申請期間となる予定です。

なお、平成26年度よりバリアフリー字幕制作支援、平成28年度より新たに音声ガイド制作への支援が開始されました。このバリアフリー字幕及び音声ガイドは、聴覚及び視覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供するため、バリアフリー字幕及び音声ガイド制作に対し、実費（ただし、それぞれ上限は100万円とし、1万円未満は切り捨て）を支援することとしました（映画製作の支援額に加算）。

詳細については、以下文化庁HPより参照ください。

なお、平成29年度募集は、来年度内（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に完成する作品が対象となっています。

◆URL：http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/eiga/seisaku_shien/



2. 対象

我が国を含む二か国以上で共同製作される劇場用長編映画（劇映画及びアニメーション映画が含まれますが、テレビ用アニメーションは含まれません。）

3. 申請期間

申請は随時受け付けております。審査には、申請書類提出から最大2ヵ月半かかります。

- 平成29年度の文化庁支援に応募されたい方は、本認定に平成28年11月11日（金）までに申請してください。その期日後の申請は、認定を受けた場合でも、平成29年度の文化庁支援には応募できませんのでご注意ください。

4. 申請者

申請は、日本の製作者団体（制作会社を含む、以下同様）が行ってください。（海外の製作者からの申請は受け付けません。）

※「日本の製作者団体」とは、文化庁支援と同様映画の製作活動を行うことを主たる目的とする我が国の団体を指すこととします（詳細は文化庁支援募集案内3頁参照）。

◆URL：http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/eiga/seisaku_shien/

※日本の製作者が、複数いる場合には、代表者が申請を行ってください。

5. 認定基準

本制度では、提出された書類に基づいて、申請にかかる作品が①日本の製作者の海外市場獲得に寄与し、②文化交流・人材交流を通じた産業のグローバル化や文化の質的向上に寄与するような国際共同製作であるかどうか（認定基準）を、個別具体的に審査（→詳細は、「7. 提出書類」参照）します。

審査にあたっては、以下 A)～F)等、諸般の要素を考慮のうえ、認定基準を満たすか否かを総合的に判断します。

- A) 日本の製作者団体（申請者及びその他の日本の製作者団体を含む）が、製作費全体の20%以上の出資を行う国際共同製作であること。
- B) 海外の製作者からの出資として、以下の①または②のうちいずれか多い方の金額以上が見込まれる国際共同製作であること（※1）：
- ①1,000万円
- ②製作費全体の5%
- C) 日本国民または日本に永住を許可された者が、その製作活動についても一定程度貢献する国際共同製作であること（※2）。
- D) 申請者である日本の製作者団体に所属するプロデューサーが、タイトルクレジットに上位のプロデューサーとして明記されること。
- E) 申請者である日本の製作者団体が本件映画の著作権を一部保有し、マスター類の保有又はマスターに対するアクセス権を保有すること。また、出資比率等その貢献に見合った収益の配分を受けること（※3）。
- F) 日本国内及び海外での配給が予定されていること（※4）。

※1：ライセンス契約におけるロイヤルティ・MGは出資とみなされません。

※2：貢献度合いについては、主要なポストへの日本国民または日本に永住を許可された者の参画度合いと、撮影、ポストプロダクションの日本国内での実施によるポイント制で判断します。原則として、以下のポイント配分表で、実写映画・アニメーションいずれも、最低3ポイントを獲得していることが必要です。

[実写映画]

(a)	監督	2ポイント
(b)	脚本家	2ポイント
(c)	撮影監督	1ポイント
(d)	作曲家	1ポイント
(e)	美術	1ポイント
(f)	主演俳優(4名まで)	各1ポイント
(g)	原作者	2ポイント
(h)	日本国内での撮影	1ポイント
(i)	日本国内での ポストプロダクション	1ポイント

合計 15ポイント

[アニメーション]

(a)	監督	2ポイント
(b)	脚本家	2ポイント
(c)	キャラクターデザイナー	1ポイント
(d)	作画監督(CG監督)	各1ポイント
(e)	美術監督	1ポイント
(f)	原作者	2ポイント
(g)	作曲家	1ポイント

合計 10ポイント

※3：収益配分については、必ずしも出資比率に応じたものである必要はありません。その貢献度合いに応じて、収益の一定割合が申請者の利益として還元されることで足りります。

※4：配給とは、一般に広く公開されるものとし、具体的には、映画館において一週間以上かつ各日3回以上有料で公開されるものであることとします。なお、文化庁支援の対象となった場合、

日本国内および海外での公開予定に関して、年二回ユニジャパンに対して**現況報告書**を提出すること、また公開後に日本国内および海外での完成作品の国別の公開日、配給会社名、初日と累計のスクリーン数、および興収（または観客動員数）を記載した**実績報告書**を提出することが義務付けられます。

なお、ユニジャパン国際共同製作認定（一次認定を含む）を受けた企画の日本の製作者団体名、申請プロデューサー名、企画種別（実写劇映画またはアニメーション映画）、および共同製作の海外パートナーの属する国名または地域名は、ユニジャパンの公式ウェブサイト上で公開されます。企画名は申請書の該当欄で希望することにより非公開とすることが可能です。

6. ユニジャパンが交付する「認定書」の位置づけ

ユニジャパンによる認定書は、文化庁支援に申請する際に必要となります。但し、ユニジャパンによる認定によって、自動的に文化庁支援が得られるものではありません（文化庁支援については、別途文化庁宛に申請が必要となりますのでご注意ください）。

ユニジャパンによる認定書は、「一次認定書」と「最終認定書」があります。文化庁支援の申請時には、「一次認定書」（※）の添付（今回の申請はこの認定書交付のための申請手続となります）が必要となります。

※なお、「一次認定書」の有効期限は平成29年3月31日までとなりますが、認定基準を満たし続けていることを確認できれば、1年間ずつ最大2回まで期限延長を認めておりますので、今次だけではなく、次回およびその次の回の文化庁支援申請まで有効です（ただし、翌年度以降も当該支援が継続されることが前提となります）。

また、文化庁で補助金の交付が決定された作品については、作品完成後、文化庁に補助対象活動実績報告書を提出する前に、ユニジャパンから「最終認定書」の交付を受け（申請内容の変更点等についてユニジャパンで審査し交付）、補助対象活動実績報告書とともに文化庁に提出する必要があります（「最終認定書」の申請手続については、文化庁支援の内定者に追ってご連絡をさせていただきます）。

なお、文化庁支援では、以下の支援が受けられることとなっています。（ただし、平成29年度概算要求及び平成29年度政府予算の状況によっては、変更させていただく場合があります。）詳細は、文化庁支援募集案内をご確認ください。

補助金の額:補助対象経費の5分の1（ただし、1件あたり5,000万円及び1億円が上限）。

- ・補助対象経費が1億円以上または3億円以上の作品が対象となります。
- ・補助金の額は、自己負担金の範囲内となります。
- ・補助金の交付は、補助対象活動実績報告書の提出及び完成試写会における補助対象活動の完了後となります。

※バリアフリー字幕及び音声ガイド制作支援（上記補助金の額に加算、実費（それぞれ上限100万円））

◆URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/eiga/seisaku_shien/

7. 提出書類

提出必須の書類：

- ① ユニジャパン国際共同製作認定申請書（別添書式に記入。）
- ② 予算表（別添書式に記入。劇映画(実写)用とアニメーション用の二種類あります。外貨を含む場合は、必ず為替レートの根拠を証明できる書面を印字・添付して下さい。）
- ③ 脚本
- ④ 海外パートナーとの共同製作契約書または覚書（締結したもの。ドラフト不可。また上記「5. 認定基準」に該当する内容が全て盛り込まれている必要があります。）
- ⑤ 予想収益試算表（書式自由）
- ⑥ 撮影の総合スケジュール（実写作品の場合のみ。書式自由。別添書式サンプル参照）
- ⑦ 申請者である日本の製作者団体の定款またはそれに類する規約
- ⑧ 原作・脚本に関する権利処理関連書類（著作権のオプション契約書、脚本家契約等）
- ⑨ 資金調達計画の根拠となる書類（出資契約等）

申請書類を確認後、場合によっては以下の追加書類の提出が必要となります：

- ⑩ 主要スタッフ／キャストの根拠となる書類（監督・出演俳優等との契約書または覚書等）
- ⑪ クレジットリスト（クレジットロール）
- ⑫ 日本国内及び海外の配給予定の根拠書類

文化庁支援内定者に対しては、映画完成時に上記①～⑫の全ての書類の最新版内容を確認し、最終認定とします。その時点で不備があった場合は「最終認定書」が交付されないこともありますのでご注意ください。

（書式、記入方法、関連書類の必要とされる精度など詳細については別添「ユニジャパン国際共同製作認定申請書」をご参照ください。詳細は、個別に事務局宛ご相談下さい。）

8. 提出方法

- ・ 紙媒体及び下記で示す電子データ形式の両方を提出すること。
- ・ 申請書及び関連書類は、事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・ 関連書類は、日本語で作成すること。（一部英文可）
- ・ 電子データとして、CD-R又は、DVD-Rにて提出すること。

9. 提出先

（※注意：2016年2月1日に移転しました。以下新住所になります。）

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 15F
 公益財団法人ユニジャパン 国際支援グループ 共同製作認定事務局

10. 認定審査

申請にかかる作品の認定は、第三者で構成された認定委員会が、各申請について認定基準を満たしているか否かを総合的に判断して決定します。

11. スケジュール

	ユニジャパン認定	文化庁支援
1 告知開始	平成 28 年 9 月 14 日(水)	平成 28 年 9 月 14 日(水)
2 認定申請書提出期間	随時受付 (平成 29 年度文化庁支援に応募するには 11 月 11 日(金)までに要提出)	
3 一次認定通知	申請から約 2 ヶ月半で通知	
4 交付要望書提出		平成 29 年 1 月 4 日(水)～17 日(火)
5 内定通知		3 月下旬
6 交付申請書提出		6 月上旬
7 決定通知		7～8 月
8 平成 28 年度最終認定用書類提出	～平成 30 年 3 月上旬	
9 平成 28 年度最終認定通知	3 月下旬	
10 完成試写		～平成 30 年 3 月末
11 実績報告書提出		～平成 30 年 3 月 31 日(土)
12 補助金額確定通知		4 月中旬頃
13 補助金交付		4 月末

12. 説明会

【説明会の開催】

平成 29 年度文化庁「国際共同製作映画への支援」および「ユニジャパン国際共同製作認定」に関する文化庁・ユニジャパンの合同説明会を、平成 28 年 9 月 28 日(水)午後 3 時より東京都内で行います。参加を希望される方は、平成 28 年 9 月 26 日(月) 18 時までに、以下 URL よりオンライン登録をお済ませ下さい。登録された方に、開催場所等詳細をお伝えします。

参加登録 URL : <http://goo.gl/d8xMrT>

13. 問い合わせ先

公益財団法人ユニジャパン

担当：前田

電話：03-6226-3022 (※注意：2016 年 2 月 1 日に移転しました。左記新番号になります。)

E-mail : copro@uni-japan.org